

栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関

# テキセイカタイムズ

## ◆改善基準告示が改正されます！

令和6年（2024年）4月からの適用です。例外・特例も多くありますので、自社に該当する箇所はよく理解したうえで、荷主・元請等と話し合いながら対処（運賃交渉、労働環境改善等）することが不可欠です。

|          | 現行  | 改正後   |   |
|----------|---|---|---|
| 1年の拘束時間  | 3,516時間以内   | 3,300時間以内   | <b>【例外】</b><br>労使協定により延長可（①②両方満たすこと）<br>1年：3,400時間以内<br>1か月：310時間以内（年6か月まで）<br>但し、①284時間超は連続3か月まで<br>②1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める |
| 1か月の拘束時間 | 293時間以内<br>（320時間まで延長可）                                   | 284時間以内   |   |
| 1日の拘束時間  | 13時間以内<br>最大16時間以内<br>（15時間超は週2回以内）                       | 13時間以内<br>最大15時間以内<br>（14時間超は週2回までが目安）  | <b>【例外】</b><br>1週間の運行が全て長距離貨物運送（一の運行が走行距離450km以上）で、一の運行における休憩時間が住所地以外の場合、当該1週間の2回まで16時間まで延長可  |
| 1日の休息期間  | 継続8時間以上   | 継続11時間以上<br>（継続9時間を下回らない）   | <b>【例外】</b><br>宿泊を伴う長距離貨物運送の場合当該1週間の2回まで継続8時間以上可、この場合、一の運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えること   |
| 運転時間     | ・2日平均1日：<br>9時間以内<br>・2週間平均1週：<br>44時間以内                  | 現行通り  | <b>【例外】</b><br>なし   |
| 連続運転時間   | 4時間以内<br>（1回が連続する10分以上で、かつ、合計30分以上の運転中断をすることなく連続して運転する時間） | 4時間以内<br>（1回が概ね連続10分以上で、かつ、合計30分以上の運転中断をすることなく連続して運転する時間、 <b>中断とは原則休憩</b> とする、10分未満の運転中断は3回以上連続しないこと） | <b>【例外】</b> SA、PA等に駐停車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可  |

その他「予期し得ない事象に遭遇した場合」、「分割休息特例」、「2人乗務特例」等の記載があります。

詳細はこちら→



先日行われた「労働時間等説明会」の資料が若干在庫がありますので、ご入用の方は、適正化事業部（TEL028-684-5882）までご連絡ください！

## ◆令和5年度（2023年度）よりGマーク制度の見直しがあります！

### 【変更点】

1. 法令の遵守状況（巡回点数）⇒ 「小項目」の配点の一部変更

| 項目             | 変更内容  |
|----------------|-------|
| 運転日報の作成・保存     | 3点→1点 |
| 特定運転者に対する特別指導  | 1点→2点 |
| 健康診断の実施及び記録・保存 | 1点→3点 |
| ※運輸安全マネジメント    | 3点→2点 |

※「運輸安全マネジメント」の評価を申請書類から巡回指導結果による評価へ変更となります

2. 安全性に対する取組の積極性 ⇒ 選択制の導入

①事故防止マニュアルの活用 ②事業所内の安全対策会議の実施 ③社外関係者との安全対策会議の実施 ④自社独自の運転者研修の実施 ⑤外部研修への運転者派遣 ⑥対象者以外の適性診断の受診 ⑦安全・省エネ運転の実施・指導 ⑧運転記録証明書に基づく指導 ⑨ISO等の認証取得 ⑩行政・トラ協等の表彰 ⑪健康対策等の先進的取組



上記の自認事項を 4つのグループに分け、各グループごとに得意項目を選択できる

※ 各グループから1項目以上の選択・得点が必要!

グループ分け及びその他詳細はコチラ→



## ◆車検証の電子化に伴う「車両台帳」の整備方法のお願い!

令和5年1月より車検証が電子化され、車両台帳として必要な事項がICタグに収納されてしまい必要な事項が確認できなくなりました

今後は 車検証の写しに変えて、「自動車検査証記録事項」

(※車検証と同時に発行されます)を保存(備え付ける)

していただきますようお願いいたします!



お問合せ：栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関

TEL：028-684-5882